



日高町シルバーワンコインお助けサービス

生活支援サポート事業として、高齢者の日常生活におけるちょっとした困り事を引き受け、生活の質的向上を図るための短時間サービス(有償ボランティア 500円/30分)を展開します。

また、これらのサービスは、会員が現役時代の経験を活かし、健康維持やボランティアを意識して熱意をもって就業します。



1) 作業条件

○原則として移動を含め1時間以内で完了する作業とします。

※ワンコイン(500円)で30分以内の作業をお引き受けします。

30～60分以内の場合は2コイン(1,000円)になりますのでご注意ください。

○回数制限は、一人当たり4回/月迄とします。

○日高町に在住するおむね70歳以上の世帯及び65歳以上一人暮らしの方が対象です。

○材料費は依頼者をご負担をお願いします。

2) 作業手順

① お申し込みは電話で → 仕事の内容をお聞かせください。

② 仕事の連絡調整 → 仕事の内容・条件・作業担当者などを話し合います。

③ 仕事の実施・完了 → シルバー会員が仕事を行います。(会員証の提示)

④ お支払い → 依頼者が作業完了確認後、会員がその場で集金し領収します。

(領収証を発行いたします)

3) 作業内容

ワンコイン作業内容

- 植木の水やり
- 診察券の投函
- 本の返却
- 散歩の付添
- 布団干し取込み
- 窓ふき
- 季節用品の入替え
- 家電利用支援
- 家具の組立・修理
- 子どもの送り迎え・見守り

- ゴミ出し
- 家具の移動
- 室内の清掃
- クリーニング店への持込み
- 扉の調整
- 換気扇の清掃
- 話し相手
- 買物代行
- 病院・散歩の付添
- パソコンの使い方
- 庭の清掃

- 整理・散水
 - 蛍光灯、電球の交換
 - エアコンフィルターの清掃
 - 洗たく干し取込み
 - 蛇口のパッキン取替え
 - 手紙の代筆・代読
 - 自転車のパンク修理・手入れ
 - 衣類整理
 - その他組み合わせた複数の作業
- ※その他、上記以外の仕事についてはご相談ください。

4) お問い合わせ・お申し込み先

日高町シルバー人材センター(☎70・0385)

詳しくは和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会(☎073・422・5131)まで。

・相談内容
高齢者や障害者に関する人権何でも相談
※相談は無料で秘密は厳守します。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、日頃の悩み事などお気軽にご相談ください。

・相談方法
☎0570・003・110
にて相談を受け付けます。
(PHSおよび一部IP電話からはご利用できない場合があります)

・期間
9月4日(月)～10日(日)
・時間
午前8時30分～午後7時
※土日は午前10時～午後5時

全国一斉
「高齢者・障害者の
人権あんしん相談」
強化週間実施



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目は同様のものを、1万円で販売します。
※助成券はお一人につき、最大2冊まで
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成30年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和18年4月1日以前に生まれた方)
※(注)・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

